

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月13日

【四半期会計期間】 第56期第3四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)

【会社名】 応用地質株式会社

【英訳名】 OYO Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 成田 賢

【本店の所在の場所】 東京都千代田区九段北四丁目2番6号

【電話番号】 03(3234)0811

【事務連絡者氏名】 事務本部経理部長 香川 眞一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区九段北四丁目2番6号

【電話番号】 03(3234)0811

【事務連絡者氏名】 事務本部経理部長 香川 眞一

【縦覧に供する場所】 応用地質株式会社 横浜支店
(横浜市港北区新横浜二丁目12番12号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第55期 第3四半期 連結累計期間		第56期 第3四半期 連結累計期間		第55期	
		自 至	平成23年1月1日 平成23年9月30日	自 至	平成24年1月1日 平成24年9月30日	自 至	平成23年1月1日 平成23年12月31日
売上高	(百万円)		25,969		30,398		36,718
経常利益	(百万円)		1,256		2,650		2,294
四半期(当期)純利益	(百万円)		587		4,588		1,076
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)		434		4,920		463
純資産額	(百万円)		48,842		53,454		48,874
総資産額	(百万円)		58,090		65,087		59,060
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)		21.70		169.40		39.76
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)		-		-		-
自己資本比率	(%)		83.7		81.8		82.4

回次		第55期 第3四半期 連結会計期間		第56期 第3四半期 連結会計期間	
		自 至	平成23年7月1日 平成23年9月30日	自 至	平成24年7月1日 平成24年9月30日
1株当たり四半期純損失金額 ()	(円)		9.79		14.64

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第55期第3四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は、次のとおりであります。

< 調査・コンサルティング事業 >

主要な関係会社の異動はありません。

< 計測機器事業(国内) >

主要な関係会社の異動はありません。

< 計測機器事業(海外) >

当社持分法適用関連会社であったOYO Geospace Corporationは当社の連結子会社で海外の計測機器事業を統括する持株会社OYO Corporation U.S.A.が保有する株式のすべてを売却したため、第2四半期連結会計期間より持分法の適用範囲から除外しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループ(当社及び当社連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間の世界情勢は、欧州の財政不安、中国を中心とした新興国経済の成長が鈍化、原油価格の高止まりなど先行き不透明な状況で推移いたしました。

国内経済は、世界景気の減速、エネルギー政策の遅れ、円高の長期化といった下振れリスクが潜在し、先行き不透明な状況が継続しています。また、国内の公共事業関連は、震災復旧・復興関連事業に加え、首都直下地震および南海トラフの巨大地震が危惧されている地震防災関連事業の需要が期待される一方で、復興関連事業の執行や復興関連を除く公共事業の財源についても、依然として先行き不透明な状況が継続しています。

このような外部環境の中、当社グループは、中期経営計画0Y0 Hop 10の取り組みを推進するとともに、震災復旧・復興関連事業や全国の地震防災関連事業のニーズに積極的に対応いたしました。

この結果、当社グループの当第3四半期連結累計期間の売上高は、調査・コンサルティング事業における復旧・復興関連業務の受注ならびに、従来の公共建設投資における防災分野に注力したことなどにより、303億9千8百万円(前年同期比117.1%)と増収となりました。

損益は、増収に加えて震災関連や地震防災関連の大型業務の多くを競争優位で受注できたことにより、営業利益は20億7千6百万円(同385.2%)、経常利益は26億5千万円(同211.0%)と増益となりました。

四半期純利益は、第2四半期連結会計期間に米国の持分法適用関連会社の株式売却益を特別利益として計上していることから、45億8千8百万円(同780.6%)と大幅に増益となりました。

セグメントの業績は、次のとおりです。

調査・コンサルティング事業

当第3四半期連結累計期間における当事業の売上高は、震災関連分野と地震防災分野に注力し、大型業務の進行基準による売上が貢献して226億1千6百万円(前年同期比116.0%)となり、営業利益は12億3千万円(前年同期1億1千2百万円の損失)となりました。

計測機器事業(国内)

当第3四半期連結累計期間における当事業の売上高は、調査・コンサルティング事業と同様に、震災関連分野と地震防災分野に注力し、20億5千4百万円（前年同期比112.4%）となり、営業利益は2億8千8百万円（同118.7%）となりました。

計測機器事業(海外)

当第3四半期連結累計期間における当事業の売上高は、前連結会計年度から繰り越した大型業務の製品出荷が順調に進み、57億2千7百万円（前年同期比123.3%）となり、営業利益は5億2千7百万円（同134.2%）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ60億2千7百万円増加し、650億8千7百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末と比べて92億7千万円増加し、425億7千万円となりました。これは主として、当社グループの調査・コンサルティング事業において営業債権の回収が進んで完成業務未収入金が19億4千5百万円減少したものの、同営業債権の回収や計測機器事業（海外）における米国の持分法適用関連会社の株式売却などで現金及び預金が125億2千1百万円増加したことによるものです。

固定資産は、前連結会計年度末と比べて32億4千3百万円減少し、225億1千6百万円となりました。これは主として、米国の持分法適用関連会社の株式売却などで投資その他の資産が29億6千1百万円減少したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ14億4千7百万円増加し、116億3千2百万円となりました。これは主として、米国の持分法適用関連会社の株式売却益などに関連して未払法人税等が8億4千9百万円増加したことによるものです。

当第3四半期連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末に比べ45億7千9百万円増加し、534億5千4百万円となりました。これは主として、四半期純利益を45億8千8百万円計上したことによるものです。

この結果、自己資本比率は81.8%となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社グループの売上の約3/4を占める調査・コンサルティング事業は、主に建設投資分野を中心に活動しております。

東日本大震災以前の調査・コンサルティング事業については、公共事業の縮小により収益性が低下しておりましたが、震災後には、被災地を中心に復旧・復興関連事業が始まり、一時的ではありますが、震災復旧・復興関連分野と地震防災分野の公共事業が増加する傾向にあります。

しかし、短期的には、東日本大震災の復旧・復興事業への予算が確保され業務量が増加しておりますが、非被災地では、従来の公共事業予算の削減が依然として進んでいることに加え、震災関連業務がピークを迎えた後は、公共事業予算は一段と厳しくなることが想定されます。

東日本大震災発生後は、日本の社会が脆弱な日本の国土を認識したことによって、自然災害リスクに対する社会ニーズが大きくなってきましたので、この自然災害リスクに対応した適切なサービスを、社会に提供することが重要であると考えております。

当社は、平成24年10月16日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第118条第3号、以下「基本方針」といいます。）ならびに、この基本方針を実現するための取組み（同条第3号ロ）について決議を行いました。

現時点において、当社の株式に対して大規模買付行為が行われているわけではありません。また、今回の取締役会決議は、新株及び新株予約権の割当てなどを用いた具体的な買収防衛策の導入について定めるものではありません。しかし、将来、大規模買付行為がなされた場合に、株主及び投資家の皆様に大規模買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただくために必要かつ十分な情報及び時間を確保・提供するための手続きを予め定めておくことが必要であると判断いたしました。

内容は以下の通りです。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益を害するものでない限り、一概に否定されるものではなく、最終的には株主全体の意思により判断されるべきものと考えております。

しかし、株式の大規模買付行為の中には、その目的などから見て、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象となる会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容などについて検討し、あるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象となる会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えています。

この実現に資する取組みとして、当社は、当社の株式に対する大規模買付提案がなされた場合、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かという観点から、まず、当社取締役会が情報の収集及び検討などを行い、その結果や当社取締役会としての意見を株主の皆様の開示することにより、当社の株主の皆様が十分な情報のもと、適切にご判断を行って頂けるような仕組みを構築することが不可欠であると考えております。

当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様から経営を負託された機関として、株主の皆様を最大限尊重しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう適切に対処していく所存です。

基本方針を実現するための当社の取組み

当社は、上記の基本方針の実現に資する特別な取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(1)）として、中長期的な視点に基づいた経営への取組みこそが当社グループの企業価値・株主共同の利益の最大化に資するものと考えています。

(ア)長期事業計画の実行による企業価値向上のための取り組み

当社グループは、「人と自然の調和を図るとともに、安全と安心を技術で支え、社業の発展を通じて社会に貢献する」との経営理念に基づき、社会・経済環境、営業環境等の急激な変化に対応した経営戦略の見直しを行い、実現したいビジョンを明確にした「応用地質グループ長期経営ビジョン（0Y02020）」を2009年に発表しました。

この0Y02020では、2020年に向けて、日本のみならず世界が求める「持続可能な社会の構築」に貢献する、社会科学的な視点も備えた、地球科学に関わるグローバルな総合専門企業グループとなることを長期目標としております。

なお、当社が貢献すべき主要なテーマは以下のとおりです。

- (a)安全と安心の確保
- (b)地球環境問題への対応
- (c)エネルギー・資源問題への対応
- (d)豊かな暮らしを支える公共インフラ問題などへの対応

そして、2020年までの道程を助走も含めた三段跳びに例えて4段階に分け、2009年を第1期準備計画段階：「助走（具体的な一步を踏み出す）」、2010年～2013年を第2期試行段階：「ホップ」、2014年～2017年を第3期施策展開段階：「ステップ」、そして2018年～2020年を改革の成果をあげ大きく発展する第4期飛躍段階：「ジャンプ」として推進しています。

(イ)長期経営ビジョン0Y02020における当社グループの基本戦略

(a)ブランド戦略

当社は、1957年の設立以来、お客様の課題を十分に理解したうえで、ニーズを的確に把握し、最適なソリューションを提供することで、お客様の「信頼」「安心」「期待」にお応えすることがブランドであり、提供する商品・サービスのお客様から見た付加価値を高めることにより企業価値の向上を図る戦略が「ブランド戦略」と考えてきました。

そして東日本大震災からの国土の復旧・復興に向けた貢献を通じて更に0Y0ブランドの向上を図るべく事業展開を行っています。このブランドイメージを支える主要な強みは以下のとおりです。

- ・防災分野、環境分野、建設分野、維持管理分野、エネルギー分野等、脆弱な日本の国土において持続可能な社会を構築するために必要な分野で事業展開をしている。
- ・国内を中心に、地盤情報や災害情報に係る膨大なデータ、知見を保有している。
- ・地震、豪雨等の自然災害発生時の対応を含め、当社グループの技術力、対応力に対して公共機関を中心として、お客様から大きな信頼を得ている。
- ・計測機器事業部門を持ち、調査から計測まで幅広いソリューションを提供できる。
- ・国内外に地球科学に係る多様なグループ会社を保有し、海外計測機器事業においては、オンリーワンの物理探査機器メーカーを保有している。

(b)KIPS技術戦略

KIPS技術戦略とは知識（Knowledge）・調査（Investigation）・予測（Prediction）・解決策（Solution）の4種に分類した技術の頭文字を並べ呼称したものです。

地球科学に係る確固たる基礎技術を保持するために、当社グループの以下の基盤技術の高度化を図り、それを当社グループの最大の強みとして発揮することにより差別化を図ります。

- ・ 知識 地盤に係る膨大な情報のデータベース構築、科学技術的知見の集積
- ・ 調査 調査技術、モニタリング技術の高度化
- ・ 予測 モニタリング技術、シミュレーション技術の高度化
- ・ 解決策 コンサルタント力、評価技術（工学、社会、経済等）の高度化

そして、社会科学的な視点も備え、新たな価値や政策などを発信・提言する機能を有する地球科学系シンクタンク機能を当社グループ内に構築することを目標としています。

(ウ)長期経営ビジョン0Y02020の進捗：第2期試行段階0Y0 Hop10の実行

2010年～2013年の中期経営計画0Y0 Hop10は、今後当社グループが大きく成長するために、様々な方策を試行・実行し、既存コア技術の強化や不足するリソースの入手を行うことにより、新市場の開拓、成長市場への参入、新たな事業展開を推進する枠組みと、次の成長に向けた土台を構築する期間と位置付けています。

そして、売上構成比で70%以上を占める調査・コンサルティング事業を中心に、成長に向けたビジネスモデルを再構築いたします。具体的には、国内を中心とした調査・コンサルティング事業の戦略を「地域拠点戦略」から「事業展開戦略」に転換いたします。既に全国の地域に配置した拠点の再編を開始し、注力分野である防災分野、エネルギー分野、計測サービス分野、維持管理分野への資源の集中を行っています。

また、当社グループは、防災分野と環境分野について、積極的な取組みを世界的に展開しています。

防災分野については、国内のみならず地震が多発する環太平洋、中央アジア等の地域を対象に、地震被害想定、モニタリングシステム構築を提案し、現地政府の減災・防災プロジェクトに参画しております。また、地震災害以外にも、近年の異常気象にともなう豪雨災害や地質災害について、中国、新興国を中心に現地のニーズに適合する災害用モニタリングシステムを提供するための生産拠点を中国に設けることによる市場拡大への取組みを加速しています。

環境分野については、国内市場では震災で発生した新たな環境問題であるがれき処理や放射能汚染などに加え、エネルギー政策の見直しを背景にした地中熱ビジネス、メタンハイドレート開発時の環境評価関連ビジネス等への参入を進めています。また、海外市場では地球温暖化対策の二酸化炭素CO₂地中貯留モニタリングのサービスを始めるなど、地球環境分野の世界的な市場展開を目指して積極的に取り組んでいます。

更に新たな分野として、資源開発や地震防災など多様な事業展開が期待できる三次元海洋探査事業への参入準備や砂漠の緑化の研究に着手するなど、当社グループの今後の成長に必要な新たな市場開発に向けた開発投資を今後も強化してまいります。

大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルール（以下「本ルール」といいます。）とは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、にのみ大規模買付けを開始できる、というものです。

(ア)対象となる行為

本ルールは、下記(a)または(b)に該当する行為またはこれに類似する行為（以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行う者、または提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本ルールに定められる手続きに従うこととします。

- (a)当社が発行者である株券等（ 1 ）について、保有者（ 2 ）の株券等保有割合（ 3 ）が20%以上となる買付け
- (b)当社が発行者である株券等（ 4 ）について、公開買付け（ 5 ）に係る株券等の株券等所有割合（ 6 ）及びその特別関係者（ 7 ）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される「株券等」を意味します。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を含みます。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される「株券等保有割合」を意味します。この場合、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に定義される「保有株券等の数」を意味します。）も計算上考慮されるものとします。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」を意味します。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」を意味します。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される「株券等所有割合」を意味します。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。

(イ)独立委員会

(a)独立委員会の設置

当社は、本ルールの導入と同時に、当社において独立委員会を組成いたします。

独立委員会は、本ルールにおける手続きの客観性、合理性及び透明性を確保する観点から、本ルールの適用対象となる大規模買付行為を行おうとする買付者等から提供を受ける情報の内容の検討、本ルールの適用対象となる大規模買付行為の内容の検討、対抗措置の発動要件の該当性及び具体的な対抗措置の内容の相当性の検討、その他の当社が本ルールに従った手続きを進行するに当たり必要となる事項として当社取締役会が定める事項についての検討を行い、当社取締役会にその検討結果を通知するものとします。また、当社取締役会は、独立委員会の検討結果を最大限尊重して、本ルールの手続きを進行いたします。

(b)独立委員会の構成

独立委員会は、3人以上の委員によって構成されます。

独立委員会の委員は、独立委員会が公正で中立的な判断を行うことができるよう、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外役員及び外部有識者の中から当社取締役会が選任することといたします。

独立委員会の委員となる外部有識者は、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項などを含む契約を当社との間で締結した者でなければならないものとします。

なお、平成24年10月16日開催の取締役会において3名の委員を選任いたしました。委員の任期は平成25年3月に開催される当社定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとしております。

(c)独立委員会の運営

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数の賛同をもって行うものとします。

(ウ)当社に対する意向表明書の提出

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、一定の必要情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が大規模買付行為に際して本ルールに定める手続きを遵守する旨の誓約文言などを記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

(エ)当社に対する大規模買付情報の提供

当社取締役会は、上記(ウ)の意向表明書を受領後10営業日以内に、買付者等に対し、買付者等が行おうとする大規模買付行為を評価するために必要な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを交付して情報提供を求めます。大規模買付情報の具体的内容は買付者等の属性及び大規模買付行為の内容によって異なります。当社取締役会は、買付者等から大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。当社取締役会及び独立委員会は、当該大規模買付情報が、買付者等が行おうとする大規模買付行為を評価するために不十分であると判断した場合には、直接または間接に、買付者等に対して、大規模買付情報のリストに基づく情報・資料等に加え、さらに追加情報（以下「本追加情報」といいます。）を提出するように求めるものといたします。

(オ)当社取締役会及び独立委員会による検討作業

(a)当社取締役会による検討作業

買付者等から情報・資料等（追加的に要求したものも含まれます。）の提供が十分になされたとき当社取締役会が認めた場合、当社による検討期間（以下「本ルール検討期間」といいます。）として以下の期間（当該情報・資料等の提供が完了した日の翌日を起算日とします。）を設定します。なお、本ルール検討期間は、独立委員会の意見も踏まえ、合理的理由により延長される場合があります（延長された場合、当該理由は必要により開示されるものとします。）。

() 対価を円貨現金のみとする公開買付けによる当社全株券等（金融商品取引法第27条の2 第1項に定義される「株券等」を意味します。）の買付けの場合は、原則として60日間を超えない期間

()その他の大規模買付行為の場合は、原則として90日間を超えない期間

当社取締役会は、本ルール検討期間において買付者等から提供された情報・資料等に基づき、必要に応じ当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を防止するための措置などについて買付者等と交渉し、または、株主の皆様に対する代替措置の提案などを行うことがあります。

(b)独立委員会による検討作業

()独立委員会は、本ルール検討期間内において、本ルールの適用対象となる大規模買付行為の内容、当社取締役会の提案する代替措置の内容及び買付者等と当社との協議・交渉等を踏まえて、買付者等及び本ルールの適用対象となる大規模買付行為について独立委員会としての意見（本ルールの適用対象となる大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと評価されるか否かに関する意見を含みます。）を決定するため、必要な検討を行い、その結果を当社取締役会に通知するものとします。

()独立委員会は、当社取締役会に対して、本ルールの適用対象となる大規模買付行為に対する当社取締役会における検討状況、代替案がある場合における代替案、その他独立委員会の意見の決定のために必要と判断した情報を提供するよう要請することができます。また、独立委員会は、当社の取引先、顧客その他の利害関係者に対しても、情報の提供を求める場合があります。

(c)大規模買付行為の停止

大規模買付行為は、本ルール検討期間中は行ってはならず、本ルール検討期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

(カ)大規模買付行為の評価方法

当社取締役会は、買付者等から受領した大規模買付情報、本追加情報及び当社取締役会が独自に入手した情報等に基づき、独立委員会の検討の結果を最大限に尊重の上、買付者等による大規模買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を害するものかを評価します。

当社取締役会が買付者等による大規模買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を害する大規模買付行為であると評価した場合には、当社は、独立委員会の意見も踏まえた上、関係法令、証券取引所規則等及び当社定款を遵守し、必要に応じ、取締役会決議、及び、当社取締役会が必要と判断した場合には株主総会決議による承認を取得の上、買付者等の買付手段、及び、当社の状況に応じ最も適切と判断した対抗措置を取り得るものとします。

(キ)買付者等が本ルールに違反した場合の対抗措置

買付者等が、意向表明書を提出しないまま大規模買付行為を実行するなど本ルールを遵守しない場合、又は本ルールを遵守しない恐れがあると当社取締役会が判断した場合、当社は、本ルールに拘束されないものとします。この場合、当社は、独立委員会の意見も踏まえた上、関係法令、証券取引所規則等及び当社定款を遵守し、必要に応じ、取締役会決議、及び、当社取締役会が必要と判断した場合には株主総会決議による承認を取得の上、買付者等の買付手段、及び、当社の状況に応じ最も適切と判断した対抗措置を取り得るものとします。

(ク)株主及び利害関係者に対する情報開示

当社取締役会は、独立委員会の検討の結果を最大限に尊重し、大規模買付行為の提案された事実とその概要、本必要情報、大規模買付情報、本追加情報の概要、及び当社取締役会による検討内容（本ルール検討期間の開始日及び終了日を含みます。）、その他買付者等から受けた情報のうち、当社取締役会が適切と判断する事項について、当社取締役会が適切と判断する時期及び方法により情報開示を行うものとし

(ケ)大規模買付ルールの有効期間、廃止及び変更

本ルールの有効期間は平成24年10月16日から平成27年3月に開催される当社定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までといたします。また、有効期間の満了前であっても、当社取締役会は、随時本ルールの再検討を行い、内容の見直しを行う場合があります。

本ルールが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実、及び、（変更の場合には）変更内容、その他当社取締役会が適切と認める事項について速やかに情報開示を行います。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、7億8千2百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000,000
計	120,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	32,082,573	32,082,573	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	32,082,573	32,082,573		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日		32,082,573		16,174		15,905

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿が確定していないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 4,999,100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,977,800	269,778	
単元未満株式	普通株式 105,673		
発行済株式総数	32,082,573		
総株主の議決権		269,778	

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が700株(議決権の数7個)含まれております。
2. 「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が42株含まれております。
3. 当第3四半期会計期間末日現在の自己保有株式数は、「完全議決権株式」が4,999,300株、「単元未満株式」が75株であります。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
応用地質株式会社	東京都千代田区九段北 4丁目2番6号	4,999,100		4,999,100	15.58
計		4,999,100		4,999,100	15.58

- (注) 当第3四半期会計期間末日現在の自己保有株式数は4,999,300株であり、「発行済株式総数に対する所有株式数の割合」は15.58%であります。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

役名	新職名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役	専務執行役員東日本統轄支社長兼エンジニアリング本部長	常務執行役員エンジニアリング本部長	堂元 史博	平成24年4月1日
取締役	常務執行役員国際事業企画室長	常務執行役員直轄事業運営本部長兼震災復興本部長	長瀬 雅美	平成24年4月1日

(注) 役名についての異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年1月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,361	22,883
受取手形及び売掛金	1,477	1,878
完成業務未収入金	9,569	7,623
有価証券	4,093	2,228
未成業務支出金	4,204	3,066
商品及び製品	680	669
仕掛品	622	804
原材料及び貯蔵品	1,281	1,407
その他	1,031	2,028
貸倒引当金	22	20
流動資産合計	33,300	42,570
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	5,406	5,135
土地	7,018	6,900
その他(純額)	1,049	1,138
有形固定資産合計	13,474	13,174
無形固定資産	408	426
投資その他の資産		
投資有価証券	8,460	5,599
その他	4,155	4,057
貸倒引当金	738	741
投資その他の資産合計	11,877	8,915
固定資産合計	25,759	22,516
資産合計	59,060	65,087

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	403	623
業務未払金	1,794	839
短期借入金	133	17
未払法人税等	267	1,117
賞与引当金	199	626
受注損失引当金	7	12
その他	3,132	4,363
流動負債合計	5,938	7,600
固定負債		
長期借入金	0	0
退職給付引当金	2,174	2,141
その他	2,072	1,889
固定負債合計	4,247	4,032
負債合計	10,185	11,632
純資産の部		
株主資本		
資本金	16,174	16,174
資本剰余金	16,523	16,523
利益剰余金	28,141	32,415
自己株式	5,060	5,061
株主資本合計	55,779	60,051
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	89	19
土地再評価差額金	2,593	2,617
為替換算調整勘定	4,440	4,198
その他の包括利益累計額合計	7,123	6,834
少数株主持分	219	237
純資産合計	48,874	53,454
負債純資産合計	59,060	65,087

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
売上高	25,969	30,398
売上原価	18,403	21,094
売上総利益	7,566	9,303
販売費及び一般管理費	7,027	7,227
営業利益	539	2,076
営業外収益		
受取利息	39	60
受取配当金	35	36
持分法による投資利益	544	337
その他	205	191
営業外収益合計	825	626
営業外費用		
支払利息	9	7
為替差損	40	-
投資事業組合運用損	31	30
その他	27	14
営業外費用合計	108	52
経常利益	1,256	2,650
特別利益		
固定資産売却益	0	1
投資有価証券売却益	35	0
関係会社株式売却益	-	6,011
その他	0	2
特別利益合計	35	6,016
特別損失		
固定資産売却損	-	15
固定資産除却損	2	4
投資有価証券評価損	2	251
減損損失	30	175
災害による損失	131	-
その他	19	6
特別損失合計	186	453
税金等調整前四半期純利益	1,105	8,213
法人税等	506	3,606
少数株主損益調整前四半期純利益	598	4,607
少数株主利益	11	19
四半期純利益	587	4,588

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	598	4,607
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	77	70
繰延ヘッジ損益	0	-
為替換算調整勘定	256	244
持分法適用会社に対する持分相当額	14	2
その他の包括利益合計	164	312
四半期包括利益	434	4,920
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	423	4,900
少数株主に係る四半期包括利益	11	19

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)	
(持分法適用の範囲の重要な変更) OYO Geospace Corporation及び同社傘下の13社は、当社グループが保有するOYO Geospace Corporationの全株式を売却したため、第2四半期連結会計期間より持分法適用の範囲から除外しております。	

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)	
税金費用の計算	一部の連結子会社においては、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じる方法により計算しております。

【追加情報】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)	
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
連結会計年度末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当連結会計年度末日が金融機関の休業日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が当連結会計年度末残高に含まれております。 受取手形 6百万円	四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理は、手形交換日をもって決済処理しております。従って、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休業日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が当第3四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 8百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)
当社グループの主要事業である調査事業の売上高は、事業の性質上、上半期(第2四半期連結累計期間)に多くなる傾向があります。	同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)
減価償却費	647百万円	643百万円
のれんの償却額	64百万円	34百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月25日 定時株主総会	普通株式	169	6.25	平成22年12月31日	平成23年3月28日	利益剰余金
平成23年8月10日 取締役会	普通株式	169	6.25	平成23年6月30日	平成23年9月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)

配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月27日 定時株主総会	普通株式	169	6.25	平成23年12月31日	平成24年3月28日	利益剰余金
平成24年8月10日 取締役会	普通株式	169	6.25	平成24年6月30日	平成24年9月27日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年1月1日 至 平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	調査・コンサル ティング事業	計測機器事業 (国内)	計測機器事業 (海外)	計		
売上高						
外部顧客への売上高	19,494	1,827	4,647	25,969	-	25,969
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	492	319	812	812	-
計	19,494	2,320	4,966	26,781	812	25,969
セグメント利益又は セグメント損失()	112	242	392	522	16	539

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失の調整額16百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 2. セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「調査・コンサルティング事業」セグメントにおいて、当社の保有する一部の事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減損しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては30百万円であります。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	調査・コンサル ティング事業	計測機器事業 (国内)	計測機器事業 (海外)	計		
売上高						
外部顧客への売上高	22,616	2,054	5,727	30,398	-	30,398
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	617	236	854	854	-
計	22,616	2,671	5,964	31,252	854	30,398
セグメント利益	1,230	288	527	2,045	30	2,076

(注) 1. セグメント利益の調整額30百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

「調査・コンサルティング事業」セグメントにおいて、当社の保有する一部の事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減損しております。なお、当該減損損失の計上額は、当第3四半期連結累計期間においては175百万円であります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年9月30日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	21円70銭	169円40銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	587	4,588
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	587	4,588
普通株式の期中平均株式数(株)	27,086,514	27,083,463

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

平成24年8月10日開催の取締役会において、当期中間配当に関して次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額..... 169百万円

(ロ) 1株当たりの金額..... 6円25銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日..... 平成24年9月27日

(注) 平成24年6月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月12日

応用地質株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 里 村 豊 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 澤 祥 次 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている応用地質株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年7月1日から平成24年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年1月1日から平成24年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、応用地質株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。